

令和元年度第1回市川市幼児教育振興審議会

日時：令和元年12月20日（金）

午前10時15分～

場所：市川市教育委員会 会議室

次 第

1. 会長及び副会長の選出

2. 公立幼稚園を取り巻く現状について（報告）

【 配付資料 】

- ・ 次第／市川市幼児教育振興審議会委員名簿
- ・ 資料1 市川市幼児教育振興審議会条例
- ・ 資料2 市川市幼児教育振興審議会の概要
- ・ 資料3 公立幼稚園に関する今後のあり方（基本的方針）
- ・ 資料4 市川市における就学前児童の状況

市川市幼児教育振興審議会委員名簿

(任期：令和元年7月7日～令和3年7月6日)

区分	氏名	所属・役職名	初委嘱年月日	
第1号委員	たかお きみや 高尾 公矢	聖徳大学 教授	平成22年5月13日	
	こま くみこ 駒 久美子	千葉大学 准教授	平成28年4月8日	
	いしはら みさこ 石原 みさ子	市川市議会議員	令和元年6月7日	
	よしだ ひでお 吉田 英生	一般社団法人市川市医師会 理事	平成25年7月7日	
第2号委員	みどりや かずき 緑谷 一樹	市川市私立幼稚園協会 顧問	平成25年7月7日	
	まつお ひろみ 松尾 裕美	市川市私立幼稚園 PTA連絡協議会 理事	平成29年7月7日	
	ふるかわ としこ 古川 利志子	市川市立信篤幼稚園 園長	令和元年7月7日 新任	
	みやした あゆみ 宮下 朱由美	市川市公立幼稚園 保護者	令和元年7月7日 新任	
第3号委員	いわさき こうたろう 岩崎 晃太郎	市川市私立保育園 園長	令和元年7月7日 新任	
	いしだ まみ 石田 満美	市川市私立保育園 保護者	令和元年7月7日 新任	
	あらい あきこ 新井 明子	市川市立新田第2保育園 園長	令和元年7月7日 新任	
	ひろの しょうこ 廣野 祥子	市川市公立保育園 保護者	令和元年7月7日 新任	
第4号委員	小学校又は義務教育学校 (前期課程に限る。)の 関係者	おおさわ あきひろ 大澤 明洋	市川市立北方小学校 校長	令和元年7月7日 新任

○市川市幼児教育振興審議会条例

昭和50年 3月31日 条例第30号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市川市幼児教育振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、幼児教育の振興充実について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員13名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者につき、市長の意見を聴いて教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者 4名

(2) 幼稚園の関係者 4名

(3) 保育園の関係者 4名

(4) 小学校又は義務教育学校(前期課程に限る。)の関係者 1名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局において所掌する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(審議会の運営その他必要な事項)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則 (抄)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

市川市幼児教育振興審議会の概要

- 設 置 市川市幼児教育振興審議会条例に基づき、昭和 50 年 4 月 1 日に設置
- 任 務 市川市の幼児教育の振興充実について、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査、審議するとともに、その実施について建議する
- 委 員 非常勤の委員 13 名
 - (内訳) 第 1 号委員 学識経験のある者 4 名
 - 第 2 号委員 幼稚園の関係者 4 名
 - 第 3 号委員 保育園の関係者 4 名
 - 第 4 号委員 小学校又は義務教育学校(前期課程に限る。)の関係者 1 名
- 所管課 市川市教育委員会 生涯学習部 教育総務課

○ 審議状況(平成 28 年度～平成 30 年度)

年度 (開催回数)	主な内容
平成 28 年度 (3 回)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立幼稚園の今後のあり方に関する基本の方針の一部見直しについて 〔諮問、答申〕 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">答申概要</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育の質の向上の取り組みを強化するため、「公」の役割に人材育成機能の役割を位置づけることが望ましい。 ・ 幼児期の教育にふさわしい環境を維持するため公立幼稚園の適正規模を定めることは必要である。
平成 29 年度 (2 回)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立幼稚園について ○ 「市川版アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム」のリーフレット作成について
平成 30 年度 (1 回)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「市川版アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム」の実施状況について

◎公立幼稚園に関する今後のあり方（基本の方針）

平成 29 年 2 月 教育委員会

○当面、北部・中部・南部の 3 園を基幹園として残し、「公」の役割を果たす

〈基幹園 3 園〉 百合台・大洲・南行徳幼稚園

- | | | |
|--|---|------|
| <ul style="list-style-type: none"> ①特別支援教育（特別支援学級） ②教育機会の確保 ③幼児教育の研究 ④子育て支援施策（相談） ⑤人材育成機能 | } | 公の役割 |
|--|---|------|

○その他の園については、廃園可能となった園から順次、廃園を検討していく

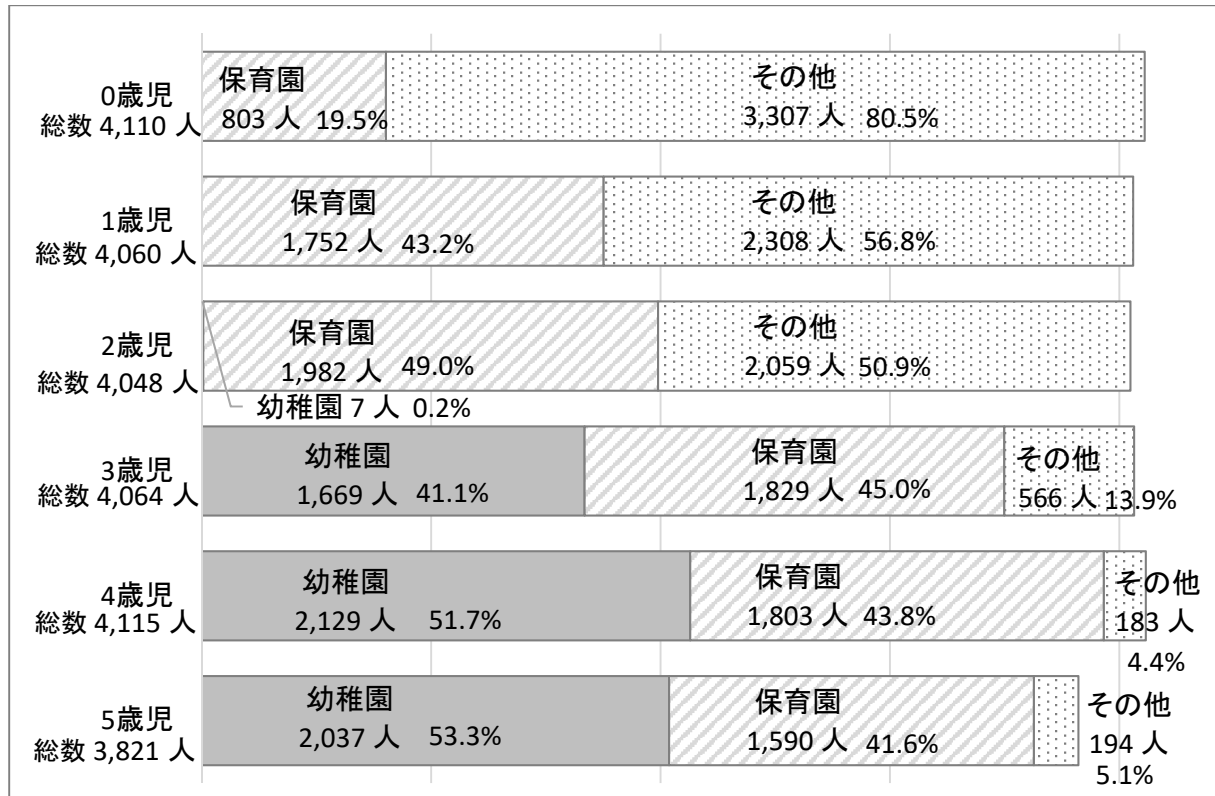
- ・基幹園を除く公立幼稚園については、今後の就園状況や私立幼稚園を含めた地域の実情、バランス、周辺幼稚園の受け入れ可能状況等を配慮しながら、廃園可能な園から順次廃園を検討していく。
- ・私立幼稚園による幼児教育の推進を図る。

○幼児期の教育にふさわしい環境を維持するため、公立幼稚園の 1 学級あたりの人数はおおむね 20 人～35 人を適正規模とする。

- ・同学年の学級は、2 学級（複数学級）あることが望ましいと考える。
- ・適正規模を下回り、以後の園児数の増が見込まれないなど休廃園を検討する場合には、保護者の幼稚園選択に支障が出ないように配慮する。
- ・上記の対応の過程で単学年となる場合は、近隣園等と連携し異年齢児交流を積極的に行うなど、教育環境の著しい低下を招かないよう配慮する。
- ・基幹園において適正規模を下回る場合は、公の役割を果たすことを前提として取り扱う。

市川市における就学前児童の状況

1. 0歳児～5歳児の児童数と就園状況（令和元年5月1日現在）



2. 公立幼稚園の施設・園児数一覧

名称	園児数（人） （令和元年5月1日現在）			備考
	4歳	5歳	計	
信篤幼稚園	16	38	54	
大洲幼稚園	48	47	95	基幹園
南行徳幼稚園	93	65	158	基幹園
百合台幼稚園	21	26	47	基幹園
新浜幼稚園	40	47	87	
塩焼幼稚園	89	74	163	
合計	307	297	604	